

1962年6月29日(第14日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前11時10分～午後6時)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	仲村春正	4番	佐喜真慎	5番	中山勝豊
6番	安里良朝	7番	崎間健一郎	8番	知花正六
9番	米須清ゆう	10番	仲本正重	11番	花城清善
12番	中里幸助	13番	松本朝宜	14番	山本朝徳
15番	天久盛雄	16番	当山伸太郎	17番	安次富盛信
18番	稻嶺盛三	19番	宮里敏行		

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

村長	仲村春勝	功役	呉屋真徳	総務課長	松川正義
財政課長	当山善喜	経済課長	沢し安一	水道課長	奥里将俊
建設課長	桑江良徳				

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅 伊佐正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 議案第14号 1963年度宜野湾村才入才出予算について。

議長～出席13名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので只今より本日の会議を開きます。
(午前11時10分)

議長～日程第1, 議案第14号 1963年度宜野湾村才入才出予算についてを議題と致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時13分)

議長～再開致します。(午前11時15分)

議長～8番, 4番, 12番, 19番議員の出席を報告致します。

議 長～お語り致します。休憩中に申し合せました様に休憩をして議案第14号の審査をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定することに致します。

議 長～暫休憩致します。(午前11時20分)

議 長～再開致します。(午後零時40分)

議 長～午前はこれを以つて終ることに致します。午後は2時より再開致します。

議 長～暫休憩致します。(午後零時41分)

議 長～再開致します。(午後2時20分)

議 長～では午前に引続き休憩をして議案第14号の審議を行います。

議 長～暫休憩致します。(午後2時21分)

議 長～再開致します。(午後4時00分)

議 長～只今4時であります。時間延長をしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後4時01分)

議 長～再開致します。(午後5時59分)

議 長～本日の会議はこれを以つて終ることに致します。尚明日は午前10時より再開致します。

議 長～***散 会*** (午後6時00)